

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	厚生年金基金制度の平成24年度財政決算における変更点について	……………P1
【コラム】	住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報収集について	……………P7

厚生年金基金制度の平成24年度財政決算における変更点について

1. はじめに

平成24年1月31日付で、「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」が発出されました。この通知により、平成24年度財政決算から、厚生年金基金制度の財務諸表の勘定科目や財政検証の取扱いがこれまでの財政決算と比べ大きく変わります。

平成24年度末を迎えるにあたり、今月号では、この変更内容の概要を改めて紹介いたします。

2. 平成24年度財政決算における変更点

(1) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し

最低責任準備金の算定方法は、「平成11年9月末時点の最低責任準備金」に「代行部分に係る収入（免除保険料、受換金等）」、「代行部分に係る支出（代行給付相当額、移換金等）」および「厚生年金本体利回りによる利息」を加味して算定する元利合計方式（いわゆる「コロガシ方式」）が採用されています。この方式では、厚生年金本体利回りを確保していれば、代行部分について財政上不足を生じない仕組みとなっています。しかし、利息を加味する際、平成20年度財政決算までは、継続基準と非継続基準の両方について最大で1年9ヵ月遅れの利回りを適用する仕組みとなっていました（いわゆる「期ズレ」）。

平成21年度より、継続基準においては期ズレが解消されることとなり、コロガシ方式が開始された平成11年9月時点で遡及して期ズレが解消されたものとして計算した最低責任準備金（最低責任準備金（継続基準））を債務として用いることで期ズレの解消を図っていました。この最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金との差額を最低責任準備金調整額と呼んでいました。平成24年度からは最低責任準備金額調整額の算定方法が次のように変更されます。

現行：平成11年9月に遡って期ズレが解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する

→ 改正後：直近決算により確定した最低責任準備金を基に、現在の最低責任準備金の算定方法導入（平成11年10月）以降1年9ヵ月の間の利回りと直近決算以降1年9ヵ月間適用される厚生年金の運用利回りを考慮して期ズレの影響額を計算する

【見直し後の計算方法】

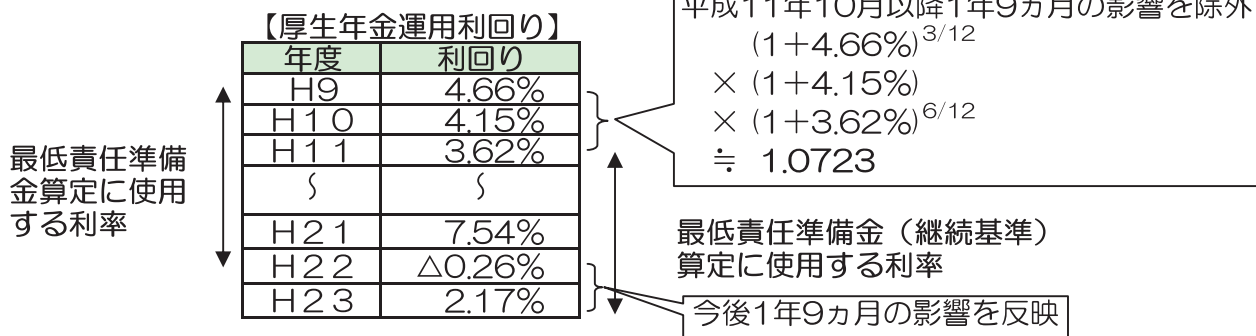
最低責任準備金調整額

= 当該事業年度末における最低責任準備金

× { (1+前事業年度における厚生年金運用利回り)^{9/12}

× (1+当該事業年度における厚生年金運用利回り) / 1.0723 - 1 }

平成23年度財政決算の場合のイメージ



当初、平成23年10月に提示されたパブリックコメント案では、制度終了時に返還すべき代行部分の債務である最低責任準備金を保有していないにもかかわらず、継続基準上は代行部分の債務を保有しているといったケースが生じることが問題視された結果、最低責任準備金調整額の算定において直近の未反映の厚生年金本体利回りのみを考慮することとなっていました。しかし、激変緩和の観点から平成11年10月から適用する1年9ヶ月間の最低責任準備金への付利率（≒7.23%）を用いて調整を行うこととなりました。

なお、平成23年度財政決算時において最低責任準備金調整額の計算方法を改正後の方法に変更していたとした場合、代行部分の債務（最低責任準備金と最低責任準備金調整額の合計額）は弊社総幹事先平均で最低責任準備金（継続基準）の約0.6%の増加にとどまります。ただし、影響の大きい先では、4%程度増加する場合もあり、留意が必要です。

(2) 財務諸表の勘定科目の見直し

今回の改正により財務諸表の勘定科目が見直され、資産評価調整額、未償却過去勤務債務残高は貸借対照表上に表示されなくなります。

また、貸借対照表上、代行部分の債務は「最低責任準備金＋最低責任準備金調整額」となり、「数理債務－未償却過去勤務債務残高」を責任準備金（プラスアルファ部分）として計上します。

現行：資産勘定に資産評価調整額、未償却過去勤務債務残高を計上。
 負債勘定に給付債務（数理債務、最低責任準備金（継続基準））を計上。

➡ 改正後：資産評価調整額、未償却過去勤務債務残高は廃止。
 負債勘定には給付債務に代わり、**責任準備金**を計上。
 責任準備金の中分類は、以下の通り。

- ・ **責任準備金（プラスアルファ部分）**
- ・ 最低責任準備金
- ・ 最低責任準備金調整額

数理債務 － 未償却過去勤務債務残高（内訳は欄外に表示）

最低責任準備金（継続基準）という名称は廃止されます。

<貸借対照表の見直しイメージ>

現行

流動資産	流動負債
	支払備金
固定資産	数理債務
	最低責任準備金 (継続基準)
資産評価調整額	
未償却過去勤務 債務残高	
基本金 (不足)	基本金 (剰余)

給付債務



改正後

流動資産	流動負債
	支払備金
固定資産	責任準備金 (プラス アルファ部分)
	最低責任準備金
	最低責任準備金 調整額
基本金 (不足)	基本金 (剰余)

責任準備金

責任準備金

＝数理債務＋最低責任準備金 (継続基準)
－資産評価調整額
－未償却過去勤務債務残高
(下限は最低責任準備金 (継続基準))

欄外：数理債務、未償却過去勤務債務残高

責任準備金

＝数理債務－未償却過去勤務債務残高
＋最低責任準備金
＋最低責任準備金調整額
(下限なし)

未償却過去勤務債務残高の廃止による繰越不足金の額への影響はありません。しかし、資産評価調整額の廃止により、これまで数理的評価による資産評価を行っていた場合においては次のような影響があります。ただし、変更計算においては資産評価調整額を考慮することができます。

《資産評価調整加算額を計上していた場合》

変更前に比べ、責任準備金および繰越不足金の額が資産評価調整加算額の方増加します。

《資産評価調整控除額を計上していた場合》

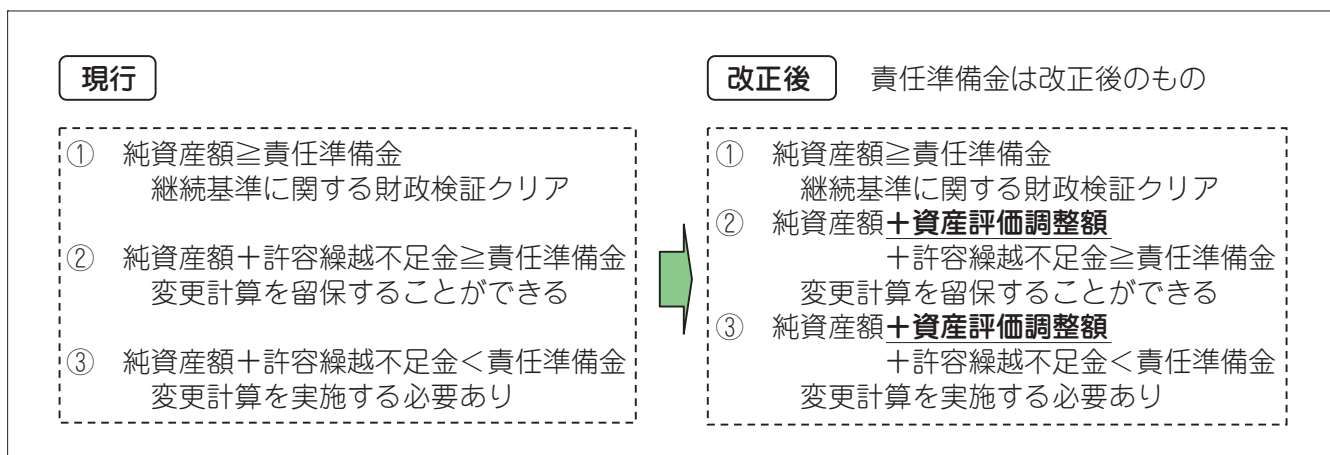
変更前に比べ、責任準備金および繰越不足金の額が資産評価調整控除額の方減少します。

また、これまで責任準備金の額は最低責任準備金 (継続基準) の額が下限とされていましたが、当該下限の廃止により、責任準備金 (プラスアルファ部分) の額は負の値も取りうることとなりました。そのため、改正後は責任準備金の額が最低責任準備金と最低責任準備金調整額の合計額を下回るケースも考えられます。

(3) 継続基準の見直し

毎事業年度末の財政決算において行う財政検証の中で、制度が今後も継続すると仮定した場合に、必要な積立金が確保されているかという観点で行うのが、継続基準の財政検証です。継続基準の財政検証においては、純資産額と責任準備金とを比較します。これまでは、責任準備金算出時に資産評価調整額を控除することとなっていたため、継続基準の財政検証においても資産評価調整額が考慮されていました。しかし、今回の改正では、的確な積立状況を把握するという趣旨で、資産評価調整額を考慮せずに継続基準の財政検証を行う取扱いとなっています。

なお、変更計算の要否の判定および変更計算においては、資産評価調整額を考慮することができることとされています。



(4) 非継続基準の見直し

財政検証の中で、制度が直ちに終了すると仮定した場合に、必要な積立金が確保されているかという観点で行うのが非継続基準の財政検証です。非継続基準の財政検証においては、本来、純資産額が「最低積立基準額」および「最低責任準備金の105%」の両方を上回っていることが必要です。しかし、平成23年度以前は経過措置により、最低積立基準額については本来の額の0.9倍を上回れば基準をクリアしたものとみなされていました。当該経過措置は平成23年度財政決算をもって終了しますが、激変緩和措置として、非継続基準における積立目標額を平成24年度から5年間かけて本来の積立目標額へと徐々に戻していく取扱いとなりました。

なお、非継続基準抵触時の積立不足解消の方法として、これまでは「回復計画を作成する方法」が認められてきましたが、平成28年度をもって廃止されるため、平成29年度までに「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」に変更する必要があります。

回復計画の作成においては、より実効性のある回復計画とするため、計画作成の前提基準が下表の通り見直されました。また、これまでは経過措置により財政検証基準日の属する事業年度の翌々事業年度から起算して10年以内で財政状況が回復するような計画を作成することが可能でしたが、平成24年度からは、7年以内で財政状況が回復するような計画の作成が必要になります。

非継続基準の財政検証

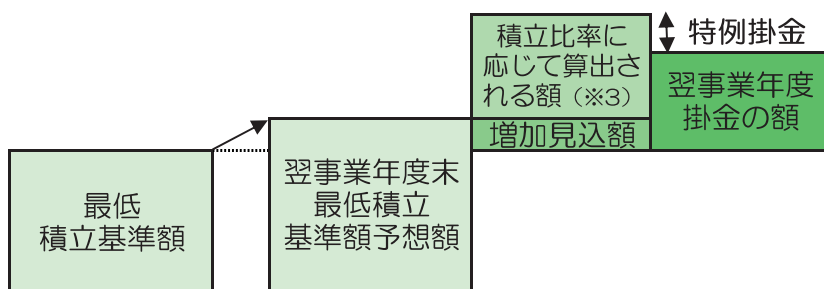
- ① 純資産額÷最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ 純資産額÷最低積立基準額 ≥ 1.00 (※1)
非継続基準に関する財政検証クリア
- ② 「純資産額÷最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ 純資産額÷最低積立基準額 ≥ 0.90 (※2)」
かつ「過去3事業年度のうち2事業年度以上で純資産額÷最低責任準備金 ≥ 1.05
かつ 純資産額÷最低積立基準額 ≥ 1.00 (※1)」
変更計算不要
- ③ ①②に該当しない場合
積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法により変更計算を実施する必要あり
(平成28年度財政検証までは積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を用いることも可能。)

(※1)、(※2)は5年間の経過期間を設けて以下の通り上げられる。

基準日	平成23年度末(従来)	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
(※1)	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
(※2)	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90

<積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法>

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額＋ 積立比率に応じて算出される額」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。(改正後は数理上資産額の使用は不可。)

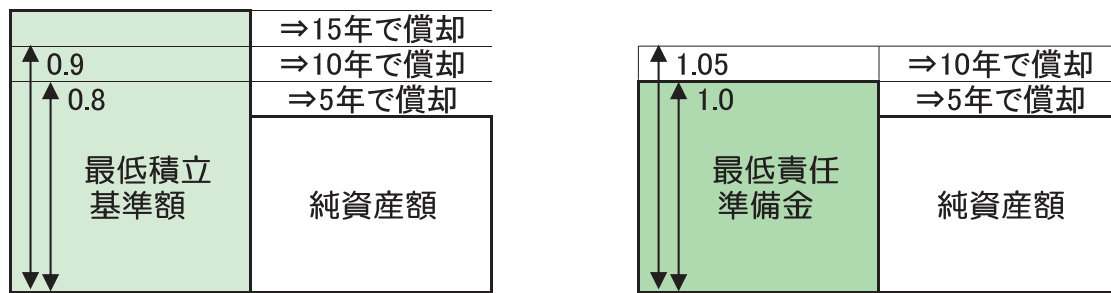


(今後適正な計算方法が検討された上で見直される見込みですが、現時点では、見直し内容は明らかになっておりません。)

(※3) 積立比率に応じて算出される額

次の①と②のいずれか大きい額以上、③の額以下の規約で定める額

- ① 純資産額÷最低積立基準額が0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0(平成24年度:0.92、平成25年度:0.94、平成26年度:0.96、平成27年度:0.98)未満の部分は15で除して得た額の合計額
- ② 純資産額÷最低責任準備金が1.0未満の部分は5、1.0以上1.05未満の部分は10で除して得た額の合計額
- ③ 純資産額が最低積立基準額を下回る額



<経過措置期間中の回復計画の前提>

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して **7年以内**に積立水準が回復するような計画を作成する。

	【現行】	【改正後】
最低責任準備金の予測に用いる利回り(注1)	下限：以下のいずれか小さい率 ・直近過去5事業年度の厚生年金本体運用利回り実績の平均 ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※
年金資産の予測に用いる利回り	上限：直前の財政計算で用いた予定利率	上限：以下のいずれか大きい率 ・基金の運用利回りの過去5事業年度の平均 ・計画作成時の最低積立基準額の算定利率(注2) ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※
資産額	数理上資産額の使用も可能	数理上資産額の使用は不可
加入員数の見込み	基準なし	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む

※

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 以降
利回り(%)	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

(最低責任準備金の予測に用いる率は最大1年9ヵ月遅れで適用)

(注1) 実績が判明している場合はその利率を用いること。

(注2) 基準利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率としている場合は、乗じた後の率。

非継続基準での純資産額と最低積立基準額との比較においては、これまで最低積立基準額の0.9倍を上回る必要がありましたが、上表の通り平成24年度の財政検証では最低積立基準額の0.92倍となります。そのため、従前と比べ非継続基準抵触の可能性が高まることとなります。また、回復計画を作成する場合は、前述の前提基準の厳格化により掛金の大幅な増加が必要となる場合もあることが想定されます。

3. まとめ

継続基準の財政検証については、今回の改正後も実質的には現行の取扱いと変わりはありませんが、非継続基準の財政検証に関しては、今回の改正による影響を大きく受けます。併せて、非継続基準抵触時の

積立不足の解消方法として認められていた「回復計画を作成する方法」は平成28年度をもって廃止されるため、「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」へと変更する必要があります。しかし、この方法では、事業年度毎に翌事業年度の最低積立基準額の増加額見込額に応じて必要な掛金が大幅に変動するケースもあり、留意が必要です。なお、計算方法については、今後行政にて検討のうえ見直しが行われる見込みです。

また、昨年7月公表の「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書および昨年11月公表の「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」において、代行部分の一層の財政中立化を図るため、非継続基準における最低責任準備金の「期ズレ」解消や、最低責任準備金の算定において支給停止を考慮するために代行年金額の算定に用いる乗率（0.875）をより実態に近い率に見直すことが検討されており、最低責任準備金の計算方法が今後改められる可能性があります。今後の法改正の動向を踏まえ、財政に与える影響について注視していくことが重要です。

りそなコラム

住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報収集について

第36回のコラムのテーマは「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用した情報収集」について、とある厚生年金基金の職員「Aさん」と、その上司「B事務長」との間のディスカッションです。

B事務長：住基ネットを利用した情報収集について、君には企業年金連合会（以下「連合会」）の説明会に先日出席してもらったね。その報告も兼ねて、内容を説明してくれるかい。

Aさん：はい、分かりました。平成23年8月の年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年法律第93号））の制定により、年金または一時金の支給を行うために、基金の加入員および加入員であった者（受給権者・脱退者等）に関する情報を、住基ネットを利用して収集することが可能になりました。

具体的には、基金からの依頼を受けて連合会が地方自治情報センター（LASDEC）に対して記録照会を行い、住民票記載項目に基づいた情報を基金に提供するという仕組みになります。基金では、住基ネットの情報を利用することにより、現況届に関する一連の手続きを省略することができます。

住基ネットの利用は平成25年4月から開始される予定ですが、基金と連合会との間で業務委託契約を締結する必要があるほか、情報提供には手数料がかかります。また、基金規約の「業務の委託」に係る条項の変更や、給付規程の「現況届の提出」に係る条項の変更が必要となります。

B事務長：そうなのか。住基ネットを利用した情報収集を開始するには、色々と事前準備が必要となるんだね。具体的な事務手続きや情報内容等をもう少し教えてくれるかい？

Aさん：はい。基金から連合会に情報照会を行うプロセスは、仮照会と本照会に大きく分かれます。仮照会とは、継続的に住所変更や生存情報等の照会を行うための初回の手続きです。連合会では、個人を特定するために、住民票コードと照会対象者との紐付けを行います。基金は「漢字氏名・カナ氏名」「生年月日」「性別」「住所」「基礎年金番号」「基金番号」の各情報に基づき照会依頼を行い、連合会は氏名を含めた3条件の一致により情報を還元します。還元内容は、「連合会が払い出す照会番号」「氏名」「生年月日」「性別」「最新住所」「生存に関する区分」の各情報です。本照会とは、仮照会で住民票コードと照会対象者との紐付けを終了した後に、住民票コードを基に照会を行うものです。仮照会を一度済ませておくと、本照会によりいつでも最新の本人確認情報を確認することができます。還元内容は、「氏名」「生年月日」「性別」「過去履歴を含む住所」「転居や死亡等の異動に関する理由」「異動年月日・死亡年月日」の各情報です。

照会は毎月15日締め切りで、回答は翌月の10日頃に日本年金機構の情報と同封で送付されます。初回の仮照会は平成25年4月15日締め切りで、回答は5月10日頃となる予定です。

照会依頼のデータを収録する媒体はCD-Rのみで、紙（帳票）やフロッピーディスク（FD）は受付されません。仮照会データと本照会データを1枚のCD-Rに収録しても、別々のCD

－Rに分けて収録することも可能です。還元内容もCD－Rで提供されます。

B事務長：年に1回照会を行うとすると、平成25年度で仮照会を行い、翌26年度以降に本照会を行うということになるね。ところで、仮照会で「氏名を含めた3条件の一致」により情報提供を行うということだけど、氏名の他には何があるのかな？

Aさん：住基ネットの情報のキー項目は、「漢字氏名・カナ氏名」「生年月日」「性別」「漢字住所」の4項目です。基金加入員等の漢字氏名またはカナ氏名のいずれかと、住基ネットの氏名情報とが一致していることが前提です。他の2条件とは4項目のうち残りの情報となりますが、このうち「カナ氏名」「生年月日」「性別」は必須項目とされています。必須項目以外の「漢字氏名」「漢字住所」は不明のままでも照会は可能ですが、回答の確率は低くなるようです。

B事務長：加入員等に関する情報収集の手段としては、従来は日本年金機構の住所情報照会もあるけど、今回の住基ネットとの違いは何か？

Aさん：日本年金機構の情報は基礎年金番号で管理されていますが、住基ネットの情報は各自治体の住民票記載項目に関する情報が基となっているので、従来の住所情報照会では回答が得られなかった対象者でも情報が提供される可能性があります。内容面では、住基ネットは死亡情報等の保有期間は5年となっているため、5年を経過すると情報は提供されなくなります。なお、両者は別々の制度ですので、同一人物に関してそれぞれに照会を行うことができます。

B事務長：そういう違いを踏まえて利用する必要があるということだね。そういえば、住基ネットに参加していない自治体があったと思うが、当該自治体住人の情報は提供されないということかな？

Aさん：その通りです。住基ネットが保有していない情報は提供されないので、そういう対象者がいた場合には、これまで通りはがきによる現況届で対応する必要があると思います。

B事務長：今回の住基ネットの情報は、現況確認以外にも利用できるのかな？

Aさん：利用目的は、「年金・一時金の給付を確実にに行えるようにするため」と総務省令で定められており、目的外の利用はできません。ただし、利用目的の中に「年金である給付もしくは一時金を受ける権利を有する者の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認」という条文がありますので、未裁定の住所不明者の確認にも利用できます。

B事務長：なるほど。4月から住基ネットの情報を利用する場合、早急に準備を進めておく必要があるね。しかし、連合会との業務委託契約の締結、規約変更および給付規程変更の手続きなど、様々な事前準備の対応等が必要だね。

Aさん：はい。現状の現況確認の事務手続きでは、毎月、翌月誕生日の対象者に関して現況確認書類を作成・発送し、それにより返信された現況届に基づいて死亡者の給付差止処理、住所変更登録等を行っています。これら現況確認書類の作成・発送・回収スキームを住基ネットに置き換えるには、なお様々な検討を行う必要があります。いずれにせよ、基金事務への影響や連合会の動向を踏まえつつ、注視していきたいと思います。

B事務長：引き続き、よろしく頼むよ。

<ご参考資料>

情報収集等業務に係る情報提供（企業年金連合会ホームページ）

<http://www.pfa.or.jp/nenkin/joho/index.html>

企業年金ノート No.539

平成25年3月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）